

# 平成 29 年度（第 14 回）全道女子シニアクラブ対抗親善競技

開催日：平成 29 年 9 月 7 日（木）  
開催場所：ツキサップゴルフクラブ

主催：北海道女子ゴルフ協会  
後援：北海道ゴルフ連盟  
ツキサップゴルフクラブ

本競技においては、日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技の条件、ローカルルールを適用する。  
別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、競技の条件またはローカルルールの違反の罰は、2 打。

## 競技の条件

### 1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 2. 使用クラブと球の規格

(1) 競技者が持ち運ぶドライバーは、R & A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は、競技失格。（ゴルフ規則 176 P 参照）

(2) 競技者の使用球は R & A 発行の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。（ゴルフ規則 177 P 参照）

### 3. プレーの中斷と再開

(1) 通常のプレーの中斷（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8 b, c, d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中斷となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中斷しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中斷しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格となる。

(3) プレーの中斷と再開の合図について

通常のプレーの中斷：短いサイレンを繰り返して通報する。またはサイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中斷：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

### 4. ホールとホールの間での練習禁止

ホールトホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに 2 打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに對して罰を受ける。

### 5. スコアカードの提出

本競技においてエリア方式を採用する。

6. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ウオーター・ハザードは黄線をもってその限界を標示する。
3. 異常なグランド状態
  - (a)修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
  - (b)張り芝の継ぎ目：付属規則Ⅰ (A) 3 e を適用する。

スルーアグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自身は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。（ゴルフ規則164P参照）

4. 次のものは動かせない障害物とする。

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
- (c) 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
- (d) 動かせない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
- (e) 障害物によって囲まれた部分はその障害物の一部である。

5. コース内にある防球ネットによる障害（ゴルフ規則24a）のため、ゴルフ規則24-2bの救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずに救済のニアレスポイントを決定しなければならない。

6. 次のものはコースと不可分とする。

- (a) 卷網、ワイヤ等樹木に密着しているもの。
- (b) ウオーター・ハザード内にある護岸用の構造物。

7. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。

8. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合。

規則18-2と規則20-1は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2や規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合のだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

### 注 意 事 項

1. 競技の条件またはローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティイニンググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. パー3のホールに限り、パターをする前に後続組が来ている場合は打たせること。  
後続組のボールをキャディーが拾いあげた場合は、キャディーが戻すこと。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を空けないように注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則6-7を適用する。（ゴルフ規則70P参照）
5. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン（30球）を限度とする。
6. 乗用カートは、下記の条件に該当する場合使用することが出来る。使用に当たっては競技日の1週間前（8月31日）までに競技委員長に申し出ること。  
(i)昭和12年12月31日以前生まれの選手。

競技委員長 末廣 和子